

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会 定年後再雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則第29条第3項により、正規職員で定年退職後、再雇用される者の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 契約職員（定年後再雇用者）とは、定年退職後、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）再雇用契約書を締結し、雇用される者をいう。なお、契約職員について本規程に定めのない事項については、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則（以下「臨時職員等就業規則」という。）を適用するものとする。

(提出書類)

第3条 再雇用を希望する者は、本会との再雇用契約書(様式第1号)に同意後、署名なつ印し、本会に提出しなければならない。

(勤務時間)

第4条 契約職員の就業時間は、原則として次のとおりとする。ただし、この就業時間以外の時間で就業する場合は、個別の労働契約で定める。

始業時間 午前8時30分

終業時間 午後5時30分

休憩時間 60分

2 前項の就業時間は、業務の都合により、所定労働時間を超えない範囲で始業・終業時刻、休憩時間を変更することがある。

(更新時の基準)

第5条 再雇用者が契約の更新を希望するときは、1年間の再雇用契約を締結することにより65歳まで継続雇用する。ただし、高年齢者雇用安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の一部を改正する法律附則第3項によりなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定に定める次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 本人が再雇用を希望し、勤務に精勤する意欲がある者
- (2) 直近の健康診断の結果、医師により業務遂行に支障がないとされた者
- (3) 再雇用後の出勤率が80%以上の者で、その間無断欠勤がない者

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

- 3 労働条件は原則として変更はしないが、勤務形態の変更、人事考課の評価等を考慮して、更新時に見直すことがある。

(契約途中の解約条件)

第6条 再雇用者が次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても契約を打切ることがある。その場合には、少なくとも30日前に予告するか30日分の予告手当を支払う。

- (1) 精神又は身体の障害により就労不能と認められたとき。
- (2) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき。
- (3) 業務命令に不当に反抗したとき。
- (4) 行為又は過失により本会に損害を与えたとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(給与)

第7条 契約職員の給与は、給料、通勤手当及び時間外勤務手当・施設長手当とする。

(給料)

第8条 給料は、本人の勤務形態、職務及び能力等によって決定し、時間当たり賃金をもって個別の労働契約書において決定する。

- 2 給料は、勤務時間に応じて支給する。ただし、欠勤、遅刻、早退又は私用外出による不就労時間がある場合には、その時間相当は支給しない。

(退職報償金・報酬等)

第9条 契約職員には、予算の範囲内において一時金、退職報償金を支給することがある。

(その他)

第10条 その他の就労条件等は、臨時職員等就業規則に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

再雇用契約書

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下、本会という）と、
乙という）は、次のとおり定年後再雇用契約を締結する。

（定義）

第1条 本会は、乙を契約職員（再雇用職員）として雇用する。

（契約期間）

第2条 再雇用期間は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●●日までの1年間とする。ただし、第3条の更新時の基準を満たした者は契約の更新をする。

（更新時の基準）

第3条 契約職員（再雇用職員）が、次の要件の全てを満たしているときは契約を更新する。

- （1）本人が再雇用を希望し、勤務に精勤する意欲がある者
- （2）直近の健康診断の結果、医師により業務遂行に支障がないとされた者
- （3）再雇用後の出勤率が80%以上の者で、その間無断欠勤がない者

（勤務時間）

第4条 乙の始業・終業時間及び休憩時間は次のとおりとする。

始業時間 午前●時●●分

終業時間 午後●時●●分

休憩時間 ●●分

（休日）

第5条 乙の休日は、毎週1日以上とし、具体的勤務方法については、勤務割表にて通知する。

（時間外労働・休日労働）

第6条 本会は、原則として時間外労働等は命じないが、業務の都合により、乙に時間外労働又は休日に勤務を命ずることがある。この場合には、正当な理由がないのに拒んではならない。

（給料）

第7条 給料は時間給とし、1時間当たり●●●円とする。

原則として時間外、休日勤務は命じないが、時間外勤務等を行った場合には、法定どおりの割増賃金を支払う。

(契約途中の解約条件)

第8条 乙が次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても契約を打ち切ることがある。その場合には、少なくとも30日前に予告するか30日分の予告手当を支払う。

- (1) 精神又は身体の障害により就労不能と認められたとき。
- (2) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき。
- (3) 業務命令に不当に反抗したとき。
- (4) 行為又は過失により本会に損害を与えたとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(退職報償金・報酬等)

第9条 契約職員には、予算の範囲内において一時金、退職報償金を支給することがある。

第10条 本契約に定めのない事項は、臨時職員等就業規則その他諸規則を準用する。

上記内容につき本会及び乙が合意した証として、本契約書2通を作成し、各自1通を所持する。

以上

平成 年 月 日

本会

千曲市上山田温泉四丁目5番地1

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

会 長

Ⓜ

乙

住所

Ⓜ